

原議保存期間30年
(平成55年12月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)

庁内各局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長
各 地 方 機 関 の 長

警察庁丙保発第4号
平成25年2月6日
警察庁生活安全局長

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令の
施行について(通達)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成
25年政令第29号)が本日公布され、平成25年4月1日から施行されることとなった(別添
1、2参照)。

本改正の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされた
い。

なお、以下この通達において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭
和23年法律第122号)を「法」と、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行
令(昭和59年政令第319号)を「令」という。

記

1 改正の趣旨

遊技機の認定等に関する事務の処理に要する経費の実情に鑑み、遊技機の認定等に係
る手数料の標準を改めるものである。

2 改正の概要

(1) 遊技機の型式試験等に係る手数料の標準の見直し(令第10条の2関係)

遊技機の型式試験に係る手数料の標準について、試験機器の最新化や事務の合理化
等の試験事務の実態、最新の単価を積算に反映させる観点から、これを改めるととも
に、型式試験と同じ内容の試験事務を含む遊技機の認定、遊技機の型式の検定及び指
定試験機関が行う遊技機試験についても、それぞれの実態を踏まえつつ手数料の標準
を改めた。

(2) 風俗営業の許可等に係る手数料の標準の見直し(令第16条関係)

風俗営業の許可及び遊技機の変更の承認についても、遊技機の認定等と同じ内容の
事務を含むこと等から、それぞれの実態を踏まえつつ手数料の標準を改めた。

3 運用上の留意事項

法第20条第8項及び第43条は、都道府県は、上記の手数料の徴収については、令で定める者から、令で定める額を徴収することを標準として条例を定めなければならないとされていることから、各都道府県警察にあっては、知事部局と緊密に連携を図り、的確に警察関係手数料条例の改正作業を行うこと。

また、同改正の内容等については、関係団体等に対する各種機会を通じた周知並びに警察本部及び警察署の風俗営業担当者に対する教養を徹底し、手数料の適切な徴収に万全を期すこと。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照条文

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）（傍線部分は改正部分）

改正後			改正前		
<p>（法第二十条第八項の政令で定める者及び額） 第十条の二 法第二十条第八項の政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同項の政令で定める額は、同表の上欄に掲げる者について、同表の中欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に定める額とする。</p>					
政令で定める者	区 分	政令で定める額	政令で定める者	区 分	政令で定める額
一 法第二十条第二項の認定 単に「 認定」とい う （を） 受けよ	（一） 法第二十条第五項の指定試験機 関（以下単に「指定試験機関」と いう。）が行う認定に必要な試験 （以下「遊技機試験」という。） を受けた遊技機について認定を受 けようとする場合 （二） 法第二十条第四項の検定（以下 単に「検定」という。）を受けた 型式に属する遊技機（遊技機試験 を受けたものを除く。）について	<u>二千二百円</u>	一 法第二十条第二項の認定 単に「 認定」とい う （を） 受けよ	（一） 法第二十条第五項の指定試験機 関（以下単に「指定試験機関」と いう。）が行う認定に必要な試験 （以下「遊技機試験」という。） を受けた遊技機について認定を受 けようとする場合 （二） 法第二十条第四項の検定（以下 単に「検定」という。）を受けた 型式に属する遊技機（遊技機試験 を受けたものを除く。）について	<u>二千七百円</u>
		<u>四千三百四十円</u>			<u>二千七百二十円</u>

二 検 定 を 受 け	
(一) 指定試験機関が行う検定に必要な試験（以下「型式試験」という	<p>(1) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの</p> <p>2 回胴式遊技機</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>3 アレンジボール遊技機</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>4 じゃん球遊技機</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>5 1から4までに掲げる遊技機以外の遊技機</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p>
三千九百円	<p>一万六千三百円</p> <p>一万四千四百円</p> <p>五万九千円</p> <p>二万三千円</p> <p>三万五千元</p> <p>一万九千円</p> <p>三万五千元</p> <p>一万九千円</p> <p>二万九千円</p> <p>二万二千六百元</p>

二 検 定 を 受 け	
(一) 指定試験機関が行う検定に必要な試験（以下「型式試験」という	<p>(1) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの</p> <p>2 回胴式遊技機</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>3 アレンジボール遊技機</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>4 じゃん球遊技機</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>5 1から4までに掲げる遊技機以外の遊技機</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p>
六千三百円	<p>八千二百円</p> <p>五千九百円</p> <p>五万九千七百円</p> <p>一万四千七百円</p> <p>三万七百元</p> <p>一万八百元</p> <p>三万七百元</p> <p>一万八百元</p> <p>二万四千七百円</p> <p>三千六百八十円</p>

よつと する者	<p>。(一)を受けた型式について検定を受けようとする場合</p> <p>(二) 検定を受けようとする都道府県公安委員会以外の都道府県公安委員会の検定を受けた型式(型式試験を受けたものを除く。)(三)について検定を受けようとする場合</p> <p>(三) (一)又は(二)の型式以外の型式について検定を受けようとする場合</p> <p>1 ぱちんこ遊技機</p> <p>(1) 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)</p> <p>(一) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(一) (一)に掲げるもの以外のもの</p> <p>(二) 特定装置が設けられているもの(一)に掲げるものを除く。)</p> <p>(一) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(一) (一)に掲げるもの以外のもの</p>	<p>六千三百円</p> <p>百四十三万五千円</p> <p>四十三万八千円</p> <p>百十二万八千円</p> <p>四十三万八千円</p>
------------	---	---

よつと する者	<p>。(一)を受けた型式について検定を受けようとする場合</p> <p>(二) 検定を受けようとする都道府県公安委員会以外の都道府県公安委員会の検定を受けた型式(型式試験を受けたものを除く。)(三)について検定を受けようとする場合</p> <p>(三) (一)又は(二)の型式以外の型式について検定を受けようとする場合</p> <p>1 ぱちんこ遊技機</p> <p>(1) 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)</p> <p>(一) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(一) (一)に掲げるもの以外のもの</p> <p>(二) 特定装置が設けられているもの(一)に掲げるものを除く。)</p> <p>(一) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(一) (一)に掲げるもの以外のもの</p>	<p>一万八千円</p> <p>百五十三万円</p> <p>二十九万六千円</p> <p>百十四万円</p> <p>二十九万六千円</p>
------------	---	---

<p>三 遊技 機試験 を受け ようと する者</p>	
<p>(-) ぱちんこ遊技機について遊技機 試験を受けようとする場合 1 特定装置が設けられているも の(当該特定装置を連続して作 動させることができるものに限 る。)</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内 蔵するもの</p>	<p>の (3) (1)又は(2)に掲げるもの以外 のもの 33,300,000円</p> <p>2 回胴式遊技機 (1) マイクロプロセッサを内 蔵するもの 66,200,000円</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの 47,900,000円</p> <p>3 アレンジボール遊技機 (1) マイクロプロセッサを内 蔵するもの 1,400,000円</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの 482,000円</p> <p>4 じゃん球遊技機 (1) マイクロプロセッサを内 蔵するもの 1,400,000円</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの 480,000円</p>
<p>43,300,000円</p>	<p>33,300,000円 66,200,000円 47,900,000円 1,400,000円 482,000円 480,000円</p>

<p>三 遊技 機試験 を受け ようと する者</p>	
<p>(-) ぱちんこ遊技機について遊技機 試験を受けようとする場合 1 特定装置が設けられているも の(当該特定装置を連続して作 動させることができるものに限 る。)</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内 蔵するもの</p>	<p>の (3) (1)又は(2)に掲げるもの以外 のもの 1,700,000円</p> <p>2 回胴式遊技機 (1) マイクロプロセッサを内 蔵するもの 8,100,000円</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの 3,900,000円</p> <p>3 アレンジボール遊技機 (1) マイクロプロセッサを内 蔵するもの 1,900,000円</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの 3,400,000円</p> <p>4 じゃん球遊技機 (1) マイクロプロセッサを内 蔵するもの 1,900,000円</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの 3,400,000円</p>
<p>3,200,000円</p>	<p>1,700,000円 8,100,000円 3,900,000円 1,900,000円 3,400,000円 3,400,000円</p>

(2)	(1) に掲げるもの以外のもの	二万三千百円
	2 特定装置が設けられているもの（1）に掲げるものを除く。）	
(1)	マイクプロセッサーを内蔵するもの	三万六千三百円
	(2) (1) に掲げるもの以外のもの	二万三千円
3	1 又は2 に掲げるもの以外のもの	二万千円
	もの	
(二)	回胴式遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	
	1 マイクプロセッサーを内蔵するもの	六万八千三百円
2	1 に掲げるもの以外のもの	三万三百円
	(三) アレンジボール遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	
1	マイクプロセッサーを内蔵するもの	四万二千三百円
	2 1 に掲げるもの以外のもの	二万六千三百円
(四)	じゃん球遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	
	1 マイクプロセッサーを内蔵するもの	四万二千三百円
2	1 に掲げるもの以外のもの	二万六千三百円
	(一) から(四) までに掲げる遊技機以	

(2)	(1) に掲げるもの以外のもの	八千百円
	2 特定装置が設けられているもの（1）に掲げるものを除く。）	
(1)	マイクプロセッサーを内蔵するもの	二万五千三百円
	(2) (1) に掲げるもの以外のもの	八千百円
3	1 又は2 に掲げるもの以外のもの	五千七百円
	もの	
(二)	回胴式遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	
	1 マイクプロセッサーを内蔵するもの	六万二千三百円
2	1 に掲げるもの以外のもの	一万五千三百円
	(三) アレンジボール遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	
1	マイクプロセッサーを内蔵するもの	三万三千三百円
	2 1 に掲げるもの以外のもの	一万八百円
(四)	じゃん球遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	
	1 マイクプロセッサーを内蔵するもの	三万三千三百円
2	1 に掲げるもの以外のもの	一万八百円
	(一) から(四) までに掲げる遊技機以	

	<p>外の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合</p> <p>1 マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>2 1に掲げるもの以外のもの</p>	<p>三万六千三百円</p> <p>一万九千五百円</p>
<p>四 型式試験を受けようとする者</p>	<p>(一) ぱちんこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <p>1 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>2 特定装置が設けられているもの(1に掲げるものを除く。)</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>3 1又は2に掲げるもの以外のもの</p> <p>(二) 回胴式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p>	<p>百四十四万二千元</p> <p>四十四万五千元</p> <p>百十三万五千元</p> <p>四十四万五千元</p> <p>三十四万五千元</p>

	<p>外の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合</p> <p>1 マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>2 1に掲げるもの以外のもの</p>	<p>二万五千三百円</p> <p>三千三百円</p>
<p>四 型式試験を受けようとする者</p>	<p>(一) ぱちんこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <p>1 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>2 特定装置が設けられているもの(1に掲げるものを除く。)</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>3 1又は2に掲げるもの以外のもの</p> <p>(二) 回胴式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p>	<p>百五十二万四千二百円</p> <p>二十九万二百円</p> <p>百十三万五千二百円</p> <p>二十九万二百円</p> <p>十六万八千二百円</p>

<p>備考</p> <p>一 認定を受けようとする者が当該都道府県において同時に当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る法第二十条第八項の政令で定める額は、一の項の下欄の規定にかかわらず、同項の(一)の場合にあつては零円とし、同項の(二)の場合にあつては四十円とし、同項の(三)の場合にあつてはそれぞれ同項の(三)の下欄に定める額から八千円を減じた額とする。</p> <p>二 遊技機試験を受けようとする者が当該都道府県において同時に</p>	<p>1 マイクロプロセッサーを内蔵するもの</p> <p>2 1に掲げるもの以外のもの</p>	<p>百六十二万八千円</p>
	<p>(三) アレンジボール遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <p>1 マイクロプロセッサーを内蔵するもの</p> <p>2 1に掲げるもの以外のもの</p>	<p>四十八万六千円</p>
	<p>(四) じゃん球遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <p>1 マイクロプロセッサーを内蔵するもの</p> <p>2 1に掲げるもの以外のもの</p>	<p>四十八万九千円</p>
	<p>1 マイクロプロセッサーを内蔵するもの</p> <p>2 1に掲げるもの以外のもの</p>	<p>百十五万五千円</p> <p>四十八万八千円</p>

<p>備考</p> <p>一 認定を受けようとする者が当該都道府県において同時に他の遊技機について認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る法第二十条第八項の政令で定める額は、それぞれ一の項の下欄に定める額から二千七百円を減じた額とする。</p> <p>二 遊技機試験を受けようとする者が当該都道府県において同時に</p>	<p>1 マイクロプロセッサーを内蔵するもの</p> <p>2 1に掲げるもの以外のもの</p>	<p>百八十一万二百円</p>
	<p>(三) アレンジボール遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <p>1 マイクロプロセッサーを内蔵するもの</p> <p>2 1に掲げるもの以外のもの</p>	<p>三十九万三千二百円</p>
	<p>(四) じゃん球遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <p>1 マイクロプロセッサーを内蔵するもの</p> <p>2 1に掲げるもの以外のもの</p>	<p>三十四万三千二百円</p>
	<p>1 マイクロプロセッサーを内蔵するもの</p> <p>2 1に掲げるもの以外のもの</p>	<p>百十八万六千二百円</p> <p>三十四万二千二百円</p>

当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る法第二十条第八項の政令で定める額は、それぞれ三の項の下欄に定める額から一万四千三百円を減じた額とする。

(法第四十三条の政令で定める者及び額)
 第十六条 法第四十三条の政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同条の政令で定める額は、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

政令で定める者	政令で定める額
一 法第三条第一項の許可(以下単に「許可」という。)を受けようとする者 (一) ぱちんこ屋又は第七条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機(以下「未認定遊技機」という。)がないとき。 1 三月以内の期間を限って営む営業 2 その他の営業 (二) ぱちんこ屋又は第七条に規定する	(一) 1又は2に定める額に、 <u>一万五千円</u> <u>二万五千円</u>

他の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る法第二十条第八項の政令で定める額は、それぞれ三の項の下欄に定める額から二千三百円を減じた額とする。

(法第四十三条の政令で定める者及び額)
 第十六条 法第四十三条の政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同条の政令で定める額は、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

政令で定める者	政令で定める額
一 法第三条第一項の許可(以下単に「許可」という。)を受けようとする者 (一) ぱちんこ屋又は第七条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機がないとき。 1 三月以内の期間を限って営む営業 2 その他の営業 (二) ぱちんこ屋又は第七条に規定する	(一) 1又は2に定める額に、 <u>一万六千円</u> <u>二万七千円</u>

営業について許可を受けようとする
場合で営業所に設置する遊技機に未
認定遊技機があるとき。

二千八百円（検定を受けた
型式に属する未認定遊技機
以外の未認定遊技機（以下
「特定未認定遊技機」とい
う。）がある場合にあつて
は、五千六百円に当該特定
未認定遊技機が属する型式
の数を二千四百円に乗じて
得た額を加算した額）を加
算した額に、未認定遊技機
一台ごとに四十円（特定未
認定遊技機については、そ
れぞれ第十条の二の表の一
の項の(三)の下欄に定める額
から八千円を減じた額）を
加算した額

(三) ぱちんこ屋及び第七条に規定する
営業以外の風俗営業について許可を
受けようとする場合

- 1 三月以内の期間を限つて営む営
業
- 2 その他の営業

二 法第二十条第十項において準用する
法第九条第一項の承認（以下単に「承

営業について許可を受けようとする
場合で営業所に設置する遊技機に認
定を受けた遊技機以外の遊技機があ
るとき。

認定を受けた遊技機以外の
遊技機一台ごとに二十円（
検定を受けた型式に属する
遊技機以外の遊技機につい
ては、それぞれ第十条の二
の表の一の項の(三)の下欄に
定める額から二千七百円を
減じた額）を加算した額

(三) ぱちんこ屋及び第七条に規定する
営業以外の風俗営業について許可を
受けようとする場合

- 1 三月以内の期間を限つて営む営
業
- 2 その他の営業

二 法第二十条第十項において準用する
法第九条第一項の承認（以下単に「承

<p>「認」という。()を受けようとする者</p> <p>(一) 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がない場合</p> <p>(二) 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がある場合</p>	<p>二千四百円</p> <p>五千二百円(特定未認定遊技機がある場合にあつては、八千円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乗じて得た額を加算した額)に、未認定遊技機一台ごとに四十円(特定未認定遊技機については、それぞれ第十条の二の表の一の項の(三)の下欄に定める額から八千円を減じた額)を加算した額</p>
<p>備考</p> <p>一 許可を受けようとする者が当該都道府県において同時に他の許可を受けようとする場合における当該他の許可に係る政令で定める額は、それぞれ一の下欄に定める額から八千六百円を減じた額とする。</p> <p>二 法第四条第三項の規定が適用される営業所につき許可を受けようとする場合における政令で定める額は、それぞれ一の下欄</p>	

<p>「認」という。()を受けようとする者</p> <p>(一) 承認を受けようとする遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機がない場合</p> <p>(二) 承認を受けようとする遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機がある場合</p>	<p>三千四百円</p> <p>三千四百円に、認定を受けた遊技機以外の遊技機一台ごとに二十円(検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機については、それぞれ第十条の二の表の一の項の(三)の下欄に定める額から二千七百円を減じた額)を加算した額</p>
<p>備考</p> <p>一 許可を受けようとする者が当該都道府県において同時に他の許可を受けようとする場合における当該他の許可に係る政令で定める額は、それぞれ一の下欄に定める額から九千三百円を減じた額とする。</p> <p>二 法第四条第三項の規定が適用される営業所につき許可を受けようとする場合における政令で定める額は、それぞれ一の下欄</p>	

に定める額に六千八百円を加算した額とする。

に定める額に七千四百円を加算した額とする。